三重混声合唱団**あんだぁれ70**規約

第１条　名称および事務所

本団は「三重混声合唱団**あんだぁれ70**」と称する。事務所所在地は三重県内とする。

第２条　目的

合唱団活動を通じて音楽を楽しみ、技術の向上と団員相互の親睦を図るとともに、地域の音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

第３条　活動

本団の活動年度は４月１日より３月31日とし、前条の目的を達成するために以下の活動を行なう。

(1)練習　定期練習は週一度を原則とし適宜臨時練習を行なう。

(2)本団の企画する演奏会、ミニコンサート、施設訪問演奏、親睦行事等。

(3)他の合唱団、演奏家とのコラボレーション。

(4)関係団体への加入と団体主催行事への参加。

第４条　団員

第１項　団員

本団の目的に賛同した者で入団手続きをし団費を納入した者で構成される。

原則として１５歳以上とする。

第２項　入団

入団者は入団届に必要事項を記入し、提出する。入団時にパート決めのためのリスニングを受ける。

第３項　休団

休団は休団届を提出し受理された時点より認められる。休団期間は原則最長１年としそれを超える場合は退団とする。

提出された休団期間を超えた場合、休団届の再提出（１年以内の休団）を行う。(尚、１年間経過した時点で休団延長可否を審議する）その期間の団費は徴収しない。

（細則：休団期間中には団維持費を徴収する）

第４項　退団

(1)本人の申し出。

(2)団費の未納。原則１年とする。

(3)除名　団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき、運営委員会の決議により退団させることが出来る。

第５条　運営組織（別紙組織図参照）

第１項　代表、副代表、音楽監督、運営委員、相談役

(1)代表は本団を代表する。

(2)副代表は代表に事故あるときに代表の職務を代行する。

(3)運営委員は団運営に係わる諸業務を遂行し、運営委員会を構成する。

運営委員は５名以上１５名以内で構成する。

(4)音楽監督は技術全般を統括する。

(5)必要に応じて相談役をおくことができる。

(6)代表、副代表、音楽監督、運営委員、相談役は運営委員会で選任し総会で承認する。

(7)任期はいずれも２年とする。但し再任を妨げない。

第２項　正副代表会

(1）議長は代表が努め、その都度議事録を作成する。

(2)正副代表会は代表が招集する。

必要に応じて音楽監督に出席して頂く。会計も同様。

(3)会議の議事は決議事項と協議事項に分けて行う。

(4)決議事項はこの会議で決定し運営委員会の承認(議事録で報告)を得る

(5)協議事項はその内容を良く協議した上で、運営委員会での決議事項とする。

(6)正副代表会を経て、協議事項となった項目については運営委員会を招集し決定する。

第３項　運営委員会

(1)運営委員長は代表が兼務する。

(2)運営委員会は運営委員長が召集する。なお運営委員会は必要に応じて随時開催する。

(3)運営委員会は年度計画をたて、本団の運営に必要な事項を決定する。また必要に応じて、技術部と企画会議、ないしはプロジェクト会議を持つ。

(4)技術スタッフの報酬の決定。

第４項　技術、企画

(1)指揮者、伴奏者、ミュージックコーチ、ヴォイストレーナー、パートリーダーは音楽監督が必要に応じて選任し運営委員会で承認する。

(2)技術会議を持ち音楽監督、技術スタッフが技術全般の重要事項をとりあげる。

必要に応じて運営委員の一部も加わる。

(3)企画会議を持ち演奏会などの企画について技術スタッフ、運営委員により検討し決定する。

(4)プロジェクト

大掛かりな案件についてはプロジェクトチームを結成しその任にあたる。

第５項　係り

団運営に係わる諸業務を遂行するにあたり、運営委員だけでなく、一般団員も係りを分担し、ともに協力し合う。

第６条　総会

第１項　総会は定例総会及び臨時総会とし、団員の過半数(委任状を含む)の出席を持って成立し、出席者の過半数の同意を持って議決する。

第２項　定例総会は毎年４月に開催し、次の事項を審議する。

(1)前年度の活動報告及び本年度の活動計画。

(2)前年度の会計報告及び本年度の予算案。

(3)当該年度の代表、副代表、運営委員、音楽監督の選任。

(4)規約及び細則、組織の改定。

(5)その他重要決定事項。

付則

本規約は 2012 年４月１４日より施行する。

(1)本規約は、2020 年４月１日に改定する。

(2)本規約は、2021 年４月１日に改定する。

(3)本規約は、2022 年５月 21 日に改定する。